

# 新たな入札制度スタート

町では入札制度改善のため、住民の代表を含めて設置した「入札・契約制度改善検討委員会」の答申をもとに、大規模な工事については、より競争性の高い「制限付き一般競争入札の試行」導入を決めました。

なお、指名競争入札も指名枠の拡大や業者選定基準、選定方法を改善するなど透明性の確保に努めた、新たな入札制度としてスタートさせました。

## 新入札制度3つの柱

### 一、制限付き一般競争入札方式の試行導入

一般競争入札方式を導入した場合の課題や問題点を把握するため、十億円前後の大規模な工事を目安として、工事の質確保を最重点に、入札参加者には、地域性、技術力、実績など、入札ごとに適正な資格条件を付した「制限付き一般競争入札の試行」を行うことになりました。

町では、今回の試行実施

状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行わない方針です。

### 二、指名競争入札に係る業者選定手続きの見直し

指名競争入札では、業者選定基準を充実し、指名業

### 三、不正行為に対する対応

談合、贈収賄など不正行為に対しては、指名停止措置要領（七年一月制定）により厳正に対応することとし、新たに談合情報があった場合のマニユアルを作成し、適格な対応がとれる体制を整備しました。

### 一般競争入札方式とは

一定の資格を有する多数の参加者の申込みを入札の

方法により競争させ、最も有利な条件を提示したものと契約を締結する方式であり、競争性が高く経済性に優れているという利点がある反面、不良不適格業者の混入により工事の質の確保などに問題が指摘されています。また、執行体制の整備にあたり専門技術者の確保や事務量の増大などの課題があることから、いままでは行われていませんでした。しかしながら、近年の公共工事に関連する入札制度の運用をめぐり、不透明な点があるとの指摘がなされ、より競争性の高い一般競争方式の導入が検討され、国（七億三千万円以上）及び千葉県（十億円以上）では、大規模な工事について一般競争入札方式が導入されています。

### 指名競争入札方式とは

資力、信用その他の条件について適当であると認められる特定多数の者を通知によって指名し、その特定多数の者により入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とする契約方法で

す。指名競争入札は、一般競争入札と比較し、不良不適格な業者を排除することができ、その執行手続きもより簡単です。この点は、指名競争入札の利点とされているところですが、

事務処理期間の比較制限付き一般競争方式告示から契約まで約二ヶ月間

指名競争入札方式通知から契約まで約三週間

町の指名競争入札は次のように行われています。

指名競争入札に参加するには、建設業法に定める経営事項審査（千葉県知事が実施）を受けたうえで、町に指名参加願いを提出し、資格審査基準により適格と認められた業者を一定の基

準（経営事項審査総合点数など）により、工事種類（土木、建築、舗装、管電気等）ごとにAランク、Bランクなどのランク付けを行い、競争入札参加資格者名簿に登載します。この名簿に登載された業者の中から発注しようとする工事の規模に応じて各ランクの中から過去の実績などを考慮し、指名業者選定審査会において審議し、町長に対して指名業者についての意見を答申します。この意見をもとに指名業者を決定し入札を行い予定価格を下まわり最も低い価格を提示した業者と契約を締結します。

平成7年度

光町指名競争入札登録業者のうち町内業者数

種別 ランク	種別				管・電 工事
	土工	木事	建工	築事	
A	2		2	2	4
B	1		0	1	5
C	6		2	1	7
D	1		1	0	
計	10		5	4	16

